

2022年6月24日

株主の皆様へ

サワイグループホールディングス株式会社

第1期期末配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2022年6月24日開催の第1回定時株主総会において、第1期期末配当を実施することを決議し、2022年6月27日より配当金のお支払いを開始させていただきます。当該配当金の原資は「その他資本剰余金」でありますので、「資本の払戻し」に該当し、「利益剰余金」を配当原資とする配当金とは税金計算上の取扱いが異なります。

そのお取扱い等について、ご説明させていただきます。

今回の配当金は、所得区分が「みなし配当」の部分と「みなし配当以外」の部分とに分かれ、「みなし配当」の部分は、税務上の配当所得として源泉徴収の対象となります。一方、「みなし配当以外」の部分は、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご留意いただく必要があります。

株主の皆様が保有されている当社株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、ご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、以下に記載の「1. 今回の配当金の税金計算上のお取扱いについて」をご確認のうえ、大変お手数ですが、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談いただきたくお願い申し上げます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の「取得価額」の調整方法等は、お取引の証券会社にご確認ください。

敬具

このご説明は、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、すべてを網羅するものではありません。具体的な税務上のお手続き等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の説明資料になりますので、保管くださいますようお願いいたします。

1. 今回の配当金の税金計算上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ・ 今回の当社配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなり、税法の規定により「みなし配当」及び「みなし配当以外」に分かれます。
- ・ 「みなし配当」の部分は、税金計算上の配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収の対象となります。
- ・ 「みなし配当以外」の部分は、税金計算上の配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもなりません。確定申告の際はご注意ください。
- ・ 「みなし配当以外」の部分につきましては、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11）

- ・ 税法の規定により、株主の皆様には「みなし譲渡損益」が発生します。
- ・ 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等（「みなし譲渡損益」）に該当いたします。
- ・ 計算式は以下のとおりです。
(純資産減少割合及びみなし配当額は、下記(4)、(5)をご参照ください。)

①収入金額と みなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額 (17.6307204929)×所有株式数
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (0.013)
みなし譲渡損益 (①-②)	=	①収入金額と みなされる金額	-	②取得価額

[例] 当社の株式を1株当たり4,000円で100株取得していた場合

①収入金額とみなされる金額=65円（1株当たり配当額）×100株-17.6307204929×100株
=4,736円（円未満切捨て）

②取得価額=（4,000円×100株）×0.013=5,200円（円未満切上げ）

みなし譲渡損益（①-②）=4,736円-5,200円=△464円（この場合は、みなし譲渡損）

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・ 税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・ 調整式は以下のとおりです。（純資産減少割合は下記（4）をご参照ください。）

$$\boxed{\text{1株当たりの新しい取得価額}} = \boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} - \left[\boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合}} \right]$$

[例] 当社の株式を1株当たり4,000円で100株取得していた場合

$$\text{新しい取得価額} = 4,000\text{円} \times 100\text{株} - (4,000\text{円} \times 100\text{株} \times 0.013) = 394,800\text{円（円未満切上げ）}$$

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合）	0.013 (小数点以下第3位未満切上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	2022年6月27日
その支払いに係る基準日における発行済株式の総数（自己株式を除く）	43,791,003株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	17.6307204929円 (小数点以下第10位未満切捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.013 (小数点以下第3位未満切上げ)
減少した資本剰余金の額	2,846,415,195円

2. その他の参考情報

- (1) 「みなし配当額」について源泉徴収済みですので、原則として確定申告は不要です。（税務上の配当所得として確定申告も可能です。）
- (2) 「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではないので、原則として確定申告が必要になりますが、証券会社によっては計算対象とする場合もございますので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。
- ① 特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引の証券会社にお問合わせください。
- ② 特定口座の①以外の口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。
- ③ 「取得価額の調整」が必要となります。
- お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行いますが、全ての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引の口座管理機関にご確認をお願いいたします。

3. 本件に関するご照会先

- (1) 株主様の取得価額の調整に関するご照会
- 現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。
- (2) 税務申告等に関するご照会・ご相談
- 最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。
- (3) その他一般的な事項に関するご照会
- 当社 株主名簿管理人
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
TEL：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：午前9時から午後5時（土日休日を除く）

以上